

阿蘇市行政不服審査手続等を定める条例（素案）

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 審査請求の受付(第 3 条―第 7 条)
- 第 3 章 審理(第 8 条―第 29 条)
- 第 4 章 行政不服審査会への諮問(第 30 条)
- 第 5 章 裁決(第 31 条―第 35 条)
- 第 6 章 再調査・再審査・不服申立て等(第 36 条―第 42 条)

附則

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。)の目的に則り、審査請求人の責務と本市における審査請求事務の取扱いについて必要な事項を定め、簡易迅速、かつ、公正な手続の下で不服申立てをすることができるようにすることを目的とする。

2 この条例は、ほかの法律又は条例に定めがある場合を除くほか、阿蘇市組織規則(平成 19 年阿蘇市規則第 2 号)第 2 条に規定する課、阿蘇市会計管理者の補助組織に関する規則(平成 17 年阿蘇市規則第 5 号)第 1 条に規定する会計課、阿蘇市水道事業管理規程(平成 19 年阿蘇市公営企業管理規程第 1 号)第 2 条に規定する水道課、阿蘇市病院事業の設置に関する条例(平成 25 年阿蘇市条例第 37 号)に規定する病院事業及び阿蘇市支所設置条例(平成 17 年阿蘇市条例第 9 号)に規定する支所が関係した処分又は申請に係る不作為についての審査請求について適用する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処分 阿蘇市及び阿蘇市病院事業における行政上の処分そのほか公権力の行使に当たる行為
- (2) 審理関係人 審査請求人、法第 12 条第 1 項に規定する代理人、法第 13 条第 4 項に規定する参加人及び担当課等の長
- (3) 担当課等 第 1 条第 2 項に列記するもののうち、審査請求に係る処分をした課等
- (4) 部長会議 市長、副市長、教育長を含めて、阿蘇市組織規則第 3 条に規定する部長及び阿蘇市教育委員会事務局の組織に関する規則(平成 19 年阿蘇市教育委員会規則第 1 号)第 3 条に規定する部長で組織する会議

2 前項に規定するほか、この条例における用語の意義は、法に定めるところによる。

第 2 章 審査請求の受付

(審査請求の受付等)

第3条 審査請求に係る事務は、総務課で処理する。

- 2 法第4条の規定により審査請求を行う審査請求人は、法律又は条例若しくは規則そのほかの規程の規定により口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、審査請求書(不作為についての審査請求にあつては、不作為についての審査請求書)正副2通(阿蘇市が行った処分に係る審査請求にあつては1通)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 持参(使用者による持参を含む。)
 - (2) 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)
- 3 口頭で審査請求ができる場合において、口頭で審査請求を行う旨の申出を受けたときは、市長は、審査請求に必要な事項を陳述させ、その内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、審査請求録取書(不作為についての審査請求にあつては、不作為についての審査請求録取書)に記録した上で、当該審査請求録取書に陳述人の押印を求める。
- 4 審査請求書の提出日の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 審査請求を持参して提出したとき 提出した日
 - (2) 審査請求を郵便等で提出したとき 当該郵便等の消印の日
 - (3) 口頭による審査請求のとき 陳述人が押印した日
- 5 審査請求を行う者が法人及び団体等(以下「団体等」という。)である場合は、審査請求人は、代表者資格証明書を審査請求書又は審査請求録取書(以下「審査請求書等」という。)に添付しなければならない。
- 6 代表者が団体等の代表たる資格を失ったときは、当該団体等は、速やかに代表者資格喪失届出書を市長(審理員による審理手続が行われている間は、審理員。以下この条において同じ。)に提出するとともに、前項の例により後任の代表者を市長に届け出なければならない。
- 7 審査請求人は、共同して審査請求をする場合において、法第11条第1項に規定する共同審査請求人の総代(以下「総代」という。)を互選したときは、総代互選書を市長に提出しなければならない。
- 8 審査請求人は、総代を解任するときは、総代解任届出書を市長に提出しなければならない。
- 9 審査請求人は、法第12条に規定する代理人(以下「代理人」という。)を定めて審査請求を行うときは、委任状を審査請求書等に添付しなければならない。
- 10 審査請求人は、代理人を解任するときは、代理人解任届出書を市長に提出しなければならない。
- 11 法第15条第3項に規定する事由により審査請求人の地位を承継した者は、審査請求人地位承継届出書を市長に提出しなければならない。
- 12 法第15条第6項に規定する処分に係る権利を譲り受けた者は、審査請求人地位継承許

可申請書を市長に提出しなければならない。

13 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を精査し、許可するときは審査請求人地位継承許可決定書で、許可しないときは審査請求人地位継承不許可決定書で、それぞれ申請者に通知する。

14 市長は、第 11 項の届出書が提出されたとき及び前項の許可をするときは、審査請求人地位継承通知書で審理関係人に通知する。

(審査請求の適法性の確認)

第 4 条 市長は、前条に規定する審査請求を受理したときは、当該審査請求が法第 19 条に規定する要件を満たしているか調査する。

2 市長は、審査請求書等に不備があるときは、相当の期間を定めて、その期間内に不備を補正することを補正命令書で審査請求人に命じる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、不備の内容が、誤字、脱字、審査請求日と提出日との若干の差異等であって、審査請求に影響を及ぼさない程度の軽微なものであるときは、補正を命じないことができる。

4 補正命令を受けた審査請求人は、補正命令書に指定された期日までに補正書を市長に提出しなければならない。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の調査により審査請求が不適法であると認めるときは、審理手続を経ないで、裁決で、第 31 条の規定に準じて当該審査請求を却下する。

2 市長は、審査請求人が前条第 2 項の補正命令に従わないとき又は補正できないことが明らかであるときは、前項の例により当該審査請求を却下する。

(審査請求の取下げ)

第 6 条 審査請求人は、法第 27 条の規定により審査請求を取り下げるときは、審査請求取下書を市長(審理員による審理手続が行われている間は、審理員。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 審査請求人は、審査請求取下書を代理人により提出するときは、当該代理人が取下げに係る委任を受けたことを証明する書面を審査請求取下書に添付しなければならない。

3 市長は、審査請求取下書を受理したときは、審査請求取下通知書で審理関係人に通知する。

(執行停止の申立)

第 7 条 審査請求人は、処分の執行停止を求めるときは、審査請求に併せて、執行停止申立書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、審査請求人から前項の執行停止の申立てを受けたときは、執行停止に係る意見聴取書で担当課等の長及び部長会議の意見を聴いた上で、執行停止の可否を決定する。

3 市長は、執行停止が必要と認めるときは、当該処分の執行を停止し、執行停止決定書で審理関係人に通知する。

4 市長は、執行停止が不要と認めるときは、執行停止申立却下決定書で審理関係人に通知する。

5 市長は、執行停止を取り消すときは、執行停止取消通知書で審理関係人に通知する。

第3章 審理

(標準審理期間)

第8条 法第16条に規定する審理に要する標準的な期間は、1箇月とする。

(審理員の指名等)

第9条 市長は、法第17条に規定する審理員となるべき者の名簿(以下「審理員候補者名簿」という。)を作成し、審理員候補者名簿を電子データ化したものを阿蘇市ホームページに掲載することにより公表する。

2 市長は、第4条第1項に規定する調査により審査請求が適法と認めるときは、当該審査請求の内容が法第9条第1項ただし書に該当する場合を除き、部長会議の意見を聴いた上で、審理員候補者名簿に登録されている者の中で、同法同条第2項に規定する審理員の排斥事由に該当する者以外の者を審理員として指名し、審理員指名書に審査請求書等を添えて通知する。

3 市長は、法第9条第1項及び行政不服審査法施行令(平成27年政令第●●号。以下「令」という。)第1条第1項の規定により、審理員が行う事務を総括する者(以下「審理総括者」という。)を指定する場合は、前項の通知に併せて審理員に通知する。

4 市長は、前2項の指名及び指定をしたときは、審理員指名通知書で審理関係人に通知する。

5 市長は、令第1条第2項の規定により審理員の指名を取り消すときは、審理員指名取消書で当該人に通知するとともに、審理員指名取消通知書で審理関係人に通知し、必要と認めるときは、第2項の例により後任の審理員を指名する。

6 市長は、審理総括者の指名を取り消したときは、審理総括者指定取消書で当該人に通知するとともに、必要と認めるときは、第3項の例により後任の審理総括者を指名する。

(審理員の遵守事項等)

第10条 審理員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 審査請求人の適格の判断に当たっては、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第9条第2項に掲げる要件を考慮すること。

(2) 審理関係人に対する通知は、書面を交付する方法で行うこと。ただし、緊急を要するときそのほかやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(3) 審理関係人に対して、審理手続の実施時期や終結時期の見通しをできる限り示すこと。時期の変更があったときも同様とする。

(4) 審理手続の遅延がないよう、迅速に審理を行うよう努めること。

(5) そのほか公正な審理手続のために市長が指示する事項

2 市長は、前項に掲げるもののほか、審理員に対し、個々の審査請求事件に関する審理手

続について、個別の指示等を行うことはできない。

(審理員が行う事務の補助)

第 11 条 審理員は、審理員が行う事務の一部を、ほかの職員に補助させることができる。

2 審理員は、前項の規定によりほかの職員に事務を補助させるときは、当該職員が法第 9 条第 2 項に規定する審理員の排斥事由に該当する者以外の者であることを確認しなければならない。

(総代の互選の命令)

第 12 条 審理員(第 9 条第 3 項に規定する審理総括者を指定した場合は、審理総括者。以下同じ。)は、法第 11 条第 2 項の規定により共同審査請求人に対して総代の互選を命じるときは、総代互選命令書を共同審査請求人に送付する。

2 前項の命令を受けた共同審査請求人は、3 人を超えない総代を互選し、審理員が指定した期日までに総代互選通知書で審理員に通知しなければならない。

3 審理員は、第 3 条第 8 項の総代解任届が提出されたときは、総代解任通知書で審理関係人に通知する。

(審査請求への参加等)

第 13 条 法第 13 条第 1 項に規定する利害関係人は、審査請求に参加しようとするときは、参加許可申請書を審理員に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の申請があった場合は、その内容を精査し、許可するときは審査請求参加許可決定書で申請者に通知するとともに、審査請求参加決定通知書で審理関係人に通知する。

3 審理員は、第 1 項の申請を許可しないときは、審査請求参加不許可決定書で申請者に通知する。

4 法第 13 条第 4 項に規定する参加人は、当該審査請求への参加を取り下げるときは、参加取下書を審理員に提出しなければならない。

5 審理員は、前項の取下げがあったときは、参加取下通知書で審理関係人に通知する。

6 参加人は、参加取下書を代理人により提出するときは、当該代理人が取下げに係る委任を受けたことを証明する書面を参加取下書に添付しなければならない。

7 審理員は、審査請求への参加の許可を取り消すときは、審査請求参加取消通知書で当該参加人及び審理関係人に通知する。

8 法第 13 条第 2 項の規定により、審理員が利害関係人に対し審査請求に参加することを求める場合は、当該審理員は、審査請求参加要求書で当該利害関係人に通知する。

(弁明書)

第 14 条 審理員は、第 9 条第 2 項の指名を受けたときは、相当の期間を定めて、弁明書提出要求書に審査請求書等の写しを添付して、担当課等の長に弁明書の提出を求める。

2 弁明書提出要求書の送付を受けた担当課等の長は、指定された期間内に、弁明書提出通知書及び令第 6 条第 1 項に規定する通数の弁明書を提出しなければならない。

- 3 担当課等が次に掲げる書面を保有する場合は、弁明書にこれを添付しなければならない。
 - (1) 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 24 条第 1 項に規定する調書及び同条第 3 項の報告書
 - (2) 行政手続法第 29 条第 1 項に規定する弁明書
 - (3) 阿蘇市行政手続条例(平成 17 年阿蘇市条例第 15 号)第 24 条第 1 項の調書及び同条第 3 項の報告書
 - (4) 阿蘇市行政手続条例第 27 条第 1 項に規定する弁明書
- 4 審理員は、担当課等の長から弁明書の提出があったときは、反論書等提出期限設定通知書に弁明書の副本を添付して、審査請求人及び参加人に通知する。
(反論書等)

第 15 条 審査請求人は、法第 30 条第 1 項に規定する反論書を提出するときは、反論書等提出期限設定通知書に記載された期間内に、反論書送付通知書及び令第 7 条第 1 項に規定する通数の反論書を審理員に提出しなければならない。

- 2 審査請求人は、法第 30 条第 2 項に規定する意見書を提出するときは、反論書等提出期限設定通知書に記載された期間内に、意見書送付通知書及び令第 7 条第 1 項に規定する通数の意見書を審理員に提出しなければならない。
- 3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があったときは、反論書提出通知書及び反論書の副本を参加人及び担当課等の長に、参加人から意見書の提出があったときは、意見書提出通知書及び意見書の副本を審査請求人及び担当課等の長に、それぞれ送付する。
(審理手続の申立てに関する意見の聴取)

第 16 条 審理員は、法第 37 条に規定する審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うときは、意見を聴取する日時及び場所を指定し、意見聴取出席要請書で審理関係人に通知する。

- 2 審理員は、前項の意見聴取をしたときは、意見聴取結果記録書に全ての意見の概要を記録する。
- 3 審理員は、第 1 項の意見聴取をしたときは、前項の意見を踏まえ、審理手続期日等通知書で審理関係人に法第 37 条第 3 項に規定する通知を行う。
(口頭意見陳述)

第 17 条 審査請求人又は参加人は、法第 31 条第 1 項に規定する口頭意見陳述の申立てをしようとするときは、口頭意見陳述申立書を審理員に提出しなければならない。

- 2 審理員は、前項に規定する申立てがあったときは、意見を聴取する日時及び場所を指定し、意見聴取実施通知書で審理関係人に通知する。ただし、審理員は、法第 31 条第 1 項ただし書に規定される場合にあつては、意見の聴取を行わないこととし、意見聴取を実施しない旨の通知書で審理関係人に通知する。
- 3 法第 31 条第 3 項に規定する補佐人の帯同を求める審査請求人又は参加人は、口頭意見陳述申立書に併せて、補佐人帯同許可申請書を審理員に提出しなければならない。

- 4 意見の聴取を行う場合において、審理員は、前項に規定する申請があったときは、その内容を精査し、許可するときは帯同許可決定書で、許可しないときは帯同不許可決定書で、それぞれ申請者に通知する。
- 5 審理員は、第 2 項の意見聴取をしたときは、口頭意見陳述聴取結果記録書に全ての意見の概要を記録する。

(証拠書類の提出)

第 18 条 審査請求人又は参加人は、法第 32 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出するときは、証拠書類等送付通知書(審査請求人又は参加人用)に証拠書類等を添えて、審理員に提出しなければならない。

- 2 審理員は、前項の規定により証拠書類等の提出があったときは、証拠書類等預かり書を提出者に交付するとともに、証拠書類等提出通知書でほかの審査請求人及び参加人に通知する。
- 3 担当課等の長は、法第 32 条第 2 項の規定により証拠書類等を提出するときは、証拠書類等送付通知書(担当課等用)に証拠書類等を添えて、審理員に提出しなければならない。
- 4 審理員は、前項の規定により証拠書類等の提出があったときは、証拠書類等預かり書を当該提出担当課等の長に交付するとともに、証拠書類等提出通知書で審査請求人及び参加人に通知する。
- 5 審理員は、第 1 項及び第 3 項の規定により証拠書類等の提出があったとき及び返還を行ったときは、証拠書類等提出記録書に提出物、提出者、提出日そのほか必要な事項を記録する。

(物件の提出要求)

第 19 条 審査請求人又は参加人は、法第 33 条の規定により書類そのほかの物件(以下「物件」という。)の提出の申立てをするときは、物件提出要求申立書を審理員に提出しなければならない。

- 2 審理員は、前項の申立書の提出があった場合は、その内容を精査し、物件提出要求を実施するときは物件提出要求実施決定書で、実施しないときは物件提出要求を実施しない旨の決定書で、それぞれ申立人に通知する。
- 3 審理員は、法第 33 条の規定により申立て又は職権で物件の提出を求めるときは、物件提出要求書で当該物件を有する審理関係人に物件の提出を依頼する。
- 4 審理員は、物件の提出を受けたときは、物件預かり書を当該提出者に交付するとともに、物件提出通知書で審査請求人及び参加人に通知する。
- 5 審理員は、第 1 項の申立てがあった場合において、当該物件の所有者が物件の提出を拒否したときは、物件の提出を拒否した旨の通知書で申立人に通知する。
- 6 審理員は、物件の提出があったとき及び返還を行ったときは、物件提出記録書に物件名、提出者、提出日そのほか必要な事項を記録する。

(参考人陳述)

第 20 条 審査請求人又は参加人は、法第 34 条の規定により参考人の陳述要求の申立てをするときは、参考人陳述申立書を審理員に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を精査し、参考人の陳述の実施の可否を決定し、実施するときは参考人陳述実施通知書で、実施しないとき又は参考人が陳述を拒否したときは参考人陳述を実施しない旨の通知書で、それぞれ申立人に通知する。

3 審理員は、法第 34 条の規定により申立て又は職権で参考人の陳述を求めるときは、参考人陳述要求書を参考人に通知する。

4 審理員は、参考人の出席を求めて陳述を聴取する場合に、陳述場所に審理関係人の立会いを認めることができる。この場合において、第 2 項に規定する参考人陳述実施通知書で、陳述の場所及び日時を併せて記載する。

5 審理員は、参考人の陳述を実施したときは、当該陳述内容を参考人陳述聴取結果記録書に記録するとともに、参考人陳述結果通知書で審理関係人に陳述を聴取したことを通知する。

(鑑定)

第 21 条 審査請求人又は参加人は、法第 34 条の規定により鑑定の申立てをするときは、鑑定申立書を審理員に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の申立書の提出があったときは、その内容を精査し、鑑定の実施の可否を決定し、実施するときは鑑定実施通知書で、実施しないとき又は鑑定人が鑑定を拒否したときは鑑定を実施しない旨の通知書で、それぞれ申立人に通知する。

3 審理員は、法第 34 条の規定により鑑定を求めるときは、鑑定要求書を鑑定人に通知する。

4 審理員は、鑑定を実施したときは、当該鑑定結果を鑑定結果記録書に記録するとともに、鑑定結果通知書で申立人に鑑定を実施したことを通知する。

(検証)

第 22 条 審査請求人又は参加人は、法第 35 条の規定により検証の申立てをするときは、検証申立書を審理員に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の申立書の提出があった場合は、その内容を精査し、検証の実施の可否を決定する。この場合において、法第 35 条の規定により検証を求めるときは、検証実施依頼書を当該検証場所を管理する者に送付し、許可を得なければならない。

3 審理員は、前項後段の場合において、許可が得られないときは、検証を実施しないことができる。

4 審理員は、検証を実施するときは検証実施通知書で、実施しないときは検証を実施しない旨の通知書で、それぞれ申立人そのほか審理関係人に通知する。

5 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより検証を実施するときは、前項の検証実施通知に検証の日時及び場所並びに検証に立ち会うことができる旨を記載する。

6 審理員は、検証を実施したときは、当該検証結果を検証結果記録書に記録する。

(質問)

第 23 条 審査請求人又は参加人は、法第 36 条の規定により質問の申立てをするときは、質問申立書を審理員に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の申立書の提出があった場合は、その内容を精査し、質問の実施の可否を決定し、実施するときは質問実施通知書で、実施しないときは質問を実施しない旨の通知書で、それぞれ申立人に通知する。

3 審理員は、法第 36 条の規定により申立て又は職権で質問を実施するときは、質問書を審理関係人に送付する。

4 審理員は、質問を実施したときは、当該質問結果を質問結果記録書に記録する。

(提出書類等の閲覧等)

第 24 条 審査請求人又は参加人は、法第 38 条第 1 項の規定により書類等の閲覧、書面の交付、書面の写しの交付等(以下「閲覧等」という。)を求めるときは、提出書類等閲覧等請求書を審理員に提出しなければならない。

2 審理員は、前項の請求があったときは、閲覧等に関する意見聴取書で当該閲覧等に係る書類等の提出者の意見を聴く。ただし、当該閲覧等に係る書類等の提出の際に、提出者が閲覧等について同意しているときそのほか審理員が意見の聴取の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、閲覧等を認める(請求があった書類等の一部の閲覧を認めるときを含む。)ときは、閲覧等許可決定通知書で請求人に通知する。この場合において、法第 38 条第 3 項の規定により閲覧の日時及び場所を指定するときは、併せて通知する。

4 審理員は、閲覧等を認めないときは、閲覧等不許可決定通知書で請求人に通知する。

5 閲覧等に係る手数料は、無料とする。

6 閲覧等を行う者は、閲覧等によって得た情報を、当該審査請求以外の目的で使用してはならない。

7 閲覧等に関する事項で、この条例に定めがないものは、阿蘇市情報公開条例(平成 20 年阿蘇市条例第 1 号)及び阿蘇市個人情報保護条例施行規則(平成 20 年阿蘇市規則第 7 号)の例により、審理員が定める。

(審理手続の併合又は分離)

第 25 条 審理員は、法第 39 条の規定により数個の審理手続を併合するときは、審理手続併合通知書で関係する審理関係人に通知する。この場合において、審理員が必要と認めるときは、関係する審理関係人が参加していなかった併合前の審査請求に係る弁明書等の必要な書類を併せて送付する。

2 審理員は、法第 39 条の規定により審理手続を分離するときは、審理手続分離通知書で関係する審理関係人に通知する。

(審理員による執行停止の意見書)

第 26 条 審理員は、法第 40 条の規定により執行停止の意見を出すときは、執行停止についての意見書を市長に提出する。

(審理手続の終結)

第 27 条 法第 41 条第 3 項に規定する通知は、審理員意見書等提出予定時期通知書で行う。

2 審理員は、審査請求人から法第 43 条第 1 項第 4 号に規定する行政不服審査会に諮問することを希望しない旨の申出がされていないときは、前項の通知に併せて、諮問に関する注意喚起書(審査請求人用)を審査請求人に、注意喚起書(参加人用その 1)を参加人に、それぞれ送付する。

3 審理員は、審査請求人から法第 43 条第 1 項第 4 号に規定する行政不服審査会に諮問することを希望しない旨の申出がされているときは、前項の通知に併せて、諮問に関する注意喚起書(参加人用その 2)を参加人に送付する。

(審理員意見書)

第 28 条 審理員は、審理手続を終結したときは、法第 42 条第 1 項に規定する審理員意見書を市長に提出する。

(審理員への委任)

第 29 条 この章に定めるほか、審理に関して必要な事項は、当該審理事件を担当する審理員が定める。

第 4 章 行政不服審査会への諮問

(行政不服審査会への諮問)

第 30 条 市長は、第 28 条に規定する審査員意見書の提出を受けたときは、法第 43 条第 1 項の規定により、法第 81 条第 1 項の規定により本市が設置する行政不服審査会(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により関係市町村の長の附属機関として共同して行政不服審査会を設置した場合にあっては、共同して設置した行政不服審査会)に諮問する。ただし、法第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

2 市長は、前項の諮問を行ったときは、諮問決定通知書に審理員意見書を添えて、審理関係人に通知する。

3 市長は、第 1 項ただし書の場合にあっては、諮問を行わない旨の通知書で審理関係人に通知する。

第 5 章 裁決

(審査請求の裁決)

第 31 条 市長は、法第 44 条の規定により裁決をするときは、裁決書で、審査請求人及び参加人並びに担当課等の長に通知する。

(同前)

第 32 条 市長は、審査請求に係る不作為が違法又は不当であると認めるときは、法第 49 条第 3 項の規定により、前条に規定する裁決書を審査請求人及び参加人並びに担当課等

の長に送付するとともに、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、担当課等の長にその旨を併せて通知する。

(裁決書等の送達)

第 33 条 前 2 条に規定する裁決の通知は、裁決書の謄本を通知すべき者(担当課等の長を除く。)に配達証明郵便で送達することにより行う。

2 市長は、法第 51 条第 3 項の規定により公示の方法により裁決の送達を行う場合にあっては、同項後段に規定する期間、公示送達書を阿蘇市掲示板に掲示するとともに、公示送達書を電子データ化したものを阿蘇市ホームページに掲載する。

(処分の取消し等の公示等)

第 34 条 市長は、法第 52 条第 3 項の規定により処分の取消し、又は変更の旨を公示するときは、阿蘇市公告式条例(平成 17 年阿蘇市条例第 3 号)第 4 条の例による。

2 市長は、法第 52 条第 4 項の規定により処分の取消し、又は変更の旨を通知するときは、処分取消し等の通知書を当該利害関係人に送付する。

(証拠書類等の返還)

第 35 条 市長は、法第 53 条の規定により証拠書類若しくは証拠物又は書類そのほか物件(以下「証拠物」という。)をその提出人に返還するときは、証拠物返還通知書で証拠物等の提出人に通知する。

2 市長及び審理員は、返還を行うまでは、証拠物を整理し、内容に応じて区分し、保存する。

第 6 章 再調査・再審査・不服申立て等

(再調査)

第 36 条 第 2 章から第 5 章の規定は、法第 5 条第 1 項に規定する再調査について準用する。

2 そのほか再調査に関して必要な事項は、再調査の請求の都度、市長が定める。

(再審査)

第 37 条 第 2 章から第 5 章の規定は、法第 62 条第 1 項に規定する再審査請求について準用する。

2 そのほか再審査請求に関して必要な事項は、再審査請求の都度、市長又は審理員が定める。

(不服申立て)

第 38 条 第 2 章の規定は、法第 83 条に規定する不服申立てについて準用する。

2 そのほか不服申立てに関して必要な事項は、不服申立ての都度、市長が定める。

3 市長は、規則で定める方法により、法第 85 条に規定する不服申立ての処理状況を公表する。

(送達の方法)

第 39 条 第 33 条第 1 項に定めるもののほか、市長又は審理員が、審理関係人、参考人、鑑定人等に対してする通知は、当該人に簡易書留で送達することにより行う。ただし、

規則で定める場合及び緊急を要するときそのほかやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(提出日等の取扱い)

第 40 条 この条例に規定する市長又は審理員に提出する書類について、提出した期日の取扱いは、第 3 条第 4 項各号の例による。

(期日等の変更)

第 41 条 この条例の規定により、市長又は審理員が期日若しくは期間又は場所(以下「期日等」という。)を定めて通知をした場合にあつて、当該通知を受けた者が病気そのほかやむを得ないと認められる理由により期日等の変更を求めるときは、期日等変更申出書に当該理由の証拠となる書類を添えて、市長又は審理員に申し出なければならない。

2 市長又は審理員は、前項の申出を受理したときは、その内容を精査し、期日等の変更の可否を決定し、変更するときは期日等変更通知書で、変更しないときは期日等を変更しない旨の通知書で、それぞれ申出人そのほか審理関係人に通知する。

(委任)

第 42 条 この条例に定めるもののほか、審査請求に関して必要な事項(第 24 条第 7 項及び第 29 条の規定により審理員が定めるとされているものを除く。)は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた本市の処分又は申請に係る不作為については、なお従前の例による。